

入札説明書

宮崎県が行う農業大学校第二中継ポンプ槽攪拌機及び農業科学公園合併処理槽調整槽ブロアの交換修繕の条件付一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知の上で入札しなければならない。この場合において、仕様書に疑義がある場合は、下記に掲げる者に説明を求めることができる。

ただし、入札後に仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 公告日 令和8年10月2日

2 競争入札に付する事項

- (1) 修繕件名 農業大学校第二中継ポンプ槽攪拌機及び農業科学公園合併処理槽調整槽ブロアの交換修繕
- (2) 修繕内容 攪拌機及びブロアの交換修繕
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和9年1月29日
- (4) 修繕場所 宮崎県立農業大学校 児湯郡高鍋町大字持田5733番地
宮崎県農業科学公園 児湯郡高鍋町大字持田5732番地

3 契約内容の仕様及び数量等

仕様書のとおり

4 契約に係る特記事項

- (1) 宮崎県財務規則第109条により、本件契約の相手方が本件契約に違反した場合は本契約を解除するものとする。
- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

5 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - イ 県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加の資格等に関する要綱（平成20年宮崎県告示第369号）第7条に基づき、管工事に係る入札参加資格の認定を受けている者であること。
 - ウ 特例浄化槽工事業者として宮崎県に登録されている者であること。
 - エ 宮崎県内に本店又は支店（営業所を含む。）を有するものであること。
 - オ 入札公告日から契約が確定する日までのいずれの日においても、入札参加資格停止と

なっていない者であること。

カ 手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に規定する更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に規定する再生手続開始の申立ての事実がある者でないこと。

ク 民事執行法（昭和54年法律第4号）に基づく差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他の公課について滞納処分の執行を受け支払が不可能になった者でないこと、又は第三者の債権保全の請求が常態となったと認められる者でないこと。

(2) この競争入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書（別紙様式1）を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書を提出しない者並びに入札参加資格がないと認められた者は本業務の入札に参加することができない。

ア 提出期限 令和8年10月22日（木）午後5時必着
（午前9時から午後5時まで。閉庁日を除く。）

イ 提出場所 宮崎県立農業大学校 総務課
〒884-0005 児湯郡高鍋町大字持田5733番地

ウ 提出方法 郵送（書留郵便に限る。令和8年10月22日（木）必着）又は持参による。

エ 確認結果 令和8年10月26日（月）までに通知する。

6 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所 〒884-0005 児湯郡高鍋町大字持田5733番地
宮崎県立農業大学校 総務課
電話番号 0983-23-0120

(2) 期間 令和8年10月2日（金）から令和8年10月28日（水）
（午前9時から午後5時まで。閉庁日を除く。）

7 入札説明書及び仕様書の交付

(1) 場所 6の(1)に同じ。
(2) 期間 6の(2)に同じ。
(3) 入札説明会は実施しない。入札の見積りにおいては現場確認をすること。
現場確認をする場合は、事前に連絡すること。

ア 連絡先 15に同じ。

8 入札に関する質問及び回答

(1) 質問

本件入札に関し質問がある場合には、次により提出するものとする。

ア 提出期間 令和8年10月15日（木）午後5時まで

イ 提出先 宮崎県立農業大学校 総務課

ウ 提出方法 質問書（別紙様式 2）を電子メールで提出すること。

宮崎県立農業大学校代表

E-mail アドレス： nogyo-daigaku@pref.miyazaki.lg.jp

(2) 回答

質問に対する回答は次のとおり行う。

ア 回答方法 質問者には個別に電子メールで通知するものとする。ただし、入札に参加しようとする者全員に周知する必要があると判断したものに関しては、県ホームページで周知する。

イ その他 提出期限までに到着しなかった質問及び電子メール以外による方法で提出された質問については、いかなる理由であっても回答しない。

9 入札及び開札

(1) 入札及び開札の場所及び日時は次のとおりとする。

ア 場所 宮崎県立農業大学校 1 階会議室

イ 日時 令和 8 年 1 0 月 2 8 日（水）午前 1 0 時から

(2) 入札に参加する者は、入札書（別紙様式 3）を下記のとおり提出しなければならない。

(3) 入札書の提出方法は、入札の日時に入札の場所への持参のみとする。

(4) 入札金額は、別添仕様書に記載した一切の諸経費を含めた額とする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する金額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 代理人が入札を行う場合は、委任状（別紙様式 4）を提出するほか、入札書に入札者の氏名又は名称若しくは商号（法人の場合は代表者の職氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載して押印しておかなければならない。

(6) 入札書は、封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）を記載しなければならない。

(7) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。ただし、入札書の表記金額は訂正できない。

(8) 入札者が連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札の執行を延期し、又は取り消すことができる。

(9) 開札には、各入札者又はその代理人が立ち会わなければならない。

10 再度入札

(1) 落札者がいないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。

(2) 再度入札の回数は、1 回を限度とする。

(3) 再度入札の入札書の様式は、初度の入札で使用したものと同一ものを用いるが、当該様式の上部の「入札書」と書かれた左横の空欄に手書きで「再」と記入すること。

- (4) 再度入札を辞退しようとするときは、辞退する旨を記載した入札書を提出しなければならない。

11 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号。以下「規則」という。）第100条の規定による。

12 契約保証金

契約保証金については、規則第101条の規定による。

13 入札の効力

規則第125条に該当する場合のほか、次のいずれかに該当する者のした入札は無効とする。なお、無効となる入札をした者又は初度の入札に参加しなかった者は、再度の入札に参加することはできない。

- (1) 虚偽の申請を行った者のした入札
- (2) 入札公告等の規定に違反した者のした入札
- (3) 入札参加資格のあることを確認された者のうち、入札時点において指名停止を受けている等入札時点において入札参加資格のない者のした入札

14 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の範囲内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札した者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

15 当該契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県立農業大学校 総務課

郵便番号 884-0005

児湯郡高鍋町大字持田5733番地

電話番号 0983-23-0120